

**株式会社アスカコーポレーション及び株式会社ジュポン
インターナショナルにおける健康食品等の不適正表示に
対する措置について（経過の詳細）**

(1) アスカ（全国域業者）

アスカは、ジュポンその他の製造委託業者に対し製造委託を行い、また、製造された商品に、以下の行為を行っていたこと。なお、(カ)から(ク)までについては、農林水産省の今回の調査時に食品表示を適正にするよう指導を行ったにもかかわらず、その後も継続していたことが確認された行為です。さらに、(ア)から(ウ)までについては、わずかでも有機食品を原材料として使用していれば「オーガニック」等と表示できると判断して行った行為です。

(ア) 農産物加工食品2商品(オーガニックヘルスマッション天然カムカムコンク及びオーガニックヘルスフードイタリアンオルゾオルガンテ) について、有機農産物加工食品(指定農林物資) でないにもかかわらず、商品のブランド名として「ORGANIC」又は「Organic」と有機農産物加工食品(※)の名称の表示と紛らわしい表示を付して一般消費者向けに販売したこと(別紙1参照:商品番号 No. 24, 25)

(※) 有機農産物加工食品は、名称の表示の適正化を図ることが特に必要と認められる農林物資(「JAS法第19条の15第1項」に定める指定農林物資)に指定されており、有機農産物加工食品以外の農産物加工食品に対し、「有機」、「オーガニック」等の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならないという名称の表示規制が課されています。

(イ) 農畜産物加工食品23商品(「オーガニックブランドアスカA-styleコラーゲン&プラセンタドリンク(10本セット)」等)について、有機原料を使用していない又はわずかしか使用していないにもかかわらず、商品のブランド名として、「オーガニック」、「ORGANIC」又は「Organic」と内容物を誤認させる表示を付して一般消費者向けに販売したこと(別紙1参照:商品番号 No. 1~23)

(ウ) (ア)及び(イ)の商品のうち、4商品(「オーガニックヘルスマッション天然カリミテッド70」等)について、有機原料を使用していないにもかかわらず、「オーガニック原料を使用」などの強調表示をして、一般消費者向けに販売したこと(別紙1参照:商品番号 No. 7, 11, 16, 25)

(エ) (イ)の商品のうち、3商品(「オーガニックブランドアスカA-styleスリミング

サポート」等)について、一部の原材料に事実と異なる原料原産地を表示して一般消費者向けに販売したこと(別紙1参照:商品番号 No. 4, 5, 16)

(オ)(ア)の商品のうち、1商品(オーガニックヘルスフードイタリアンオルゾオルガンテ)の原材料の「大麦」について、大麦は、遺伝子組換えでないことを示す用語の表示が禁止されているにもかかわらず、「遺伝子組み換えされず」と表示して一般消費者向けに販売したこと(別紙1参照:商品番号 No. 25)

(カ)(ア)の商品のうち、1商品(オーガニックヘルスフードイタリアンオルゾオルガンテ)について、平成21年8月7日から12月2日までの間、(ア)、(ウ)及び(オ)の行為が不適正表示であることを承知しているにもかかわらず、633袋を一般消費者向けに販売を継続したこと(別紙1参照:商品番号 No. 25)

(キ)(ア)の商品のうち、1商品(オーガニックヘルスミッション天然カムカムコンク)及び(イ)の商品のうち、少なくとも17商品(「オーガニックグランドアスカA-styleコラーゲン&プラセンタドリンク(10本セット)」等)について、平成21年8月7日から9月20日までの間、(ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)の行為が不適正表示であることを承知しているにもかかわらず、一般消費者向けに販売を継続したこと(別紙1参照:商品番号 No. 1~7, No. 10, No. 13~15, No. 17~20, No. 22~24)

(ク)新発売された食酢1商品(宝匠 極 国産 玄米酢)について、平成21年9月1日から販売を開始し、平成21年10月7日以降、不適正表示であることを承知しながら、10月14日までの間、有機原料を使用していないにもかかわらず、原材料名欄に「有機玄米」と強調表示をして、少なくとも171本(51.3L)一般消費者向けに販売したこと

(2) ジュポン(関東ブロック域業者)

ジュポンは、アスカとともに以下の商品と表示の内容について意思決定し、当該商品の製造を行い、また、製造された商品に、以下の行為を行っていたこと。なお、(ア)から(ウ)までについては、わずかでも有機食品を原材料として使用していれば「オーガニック」等と表示できると判断して行った行為です。

(ア)(1)の(ア)の2商品のうち、農産物加工食品1商品(オーガニックヘルスフードイタリアンオルゾオルガンテ)について、(1)の(ア)の表示を付して一般消費者向け商品としてアスカに販売したこと(別紙1参照:商品番号 No. 25)

(イ)(1)の(イ)の23商品のうち、2商品(オーガニック グランドアスカ A-style ナチュラルイースト(天然酵母)及びオーガニック ヘルスミッション 天然植物性乳酸菌+食物繊維)を除く、農畜産物加工食品21商品(「オーガニックグラ

ンドアスカA-styleコラーゲン&プラセンタドリンク（10本セット）」等）について、（1）の（イ）の表示を付して一般消費者向け商品としてアスカに販売したこと（別紙1参照：商品番号 No. 1～5, No. 7～22）

（ウ）（ア）及び（イ）の商品のうち、4商品（「オーガニックヘルスマッション天然カロリミテッド70」等）について、（1）の（ウ）の表示をして一般消費者向け商品としてアスカに販売したこと（別紙1参照：商品番号 No. 7, 11, 16, 25）

（エ）（イ）の商品のうち、3商品（「オーガニックグランドアスカA-styleスリミングサポート」等）について、（1）の（エ）の表示して一般消費者向け商品としてアスカに販売したこと（別紙1参照：商品番号 No. 4, 5, 16）

（オ）（ア）の商品のうち、1商品（オーガニックヘルスフードイタリアンオルゾオルガンテ）について、（1）の（オ）の表示して一般消費者向け商品としてアスカに販売したこと（別紙1参照：商品番号 No. 25）

（注）商品名については、わかりやすい標記をするためカタカナ表記をしています。